

送配電線付近で工事をされる工事関係者の皆様へ！

クレーン等が送配電線に接近、接触し事故が発生しますと、多数の施設、家庭が停電し、社会的に大きな影響を与えるばかりでなく、作業員が感電負傷します。労働安全衛生規則第349条では事業者（現場責任者）に対する感電防止の義務付けを、また労働安全衛生法第29条の2では元方事業者に対して関係請負人（第349条の事業者を含む）が実施する危険防止措置が適切に実施されるように技術上の指導その他必要な措置を義務付けています。万一、事故、災害が発生した場合には現場責任者は損害賠償など多くの責任問題を問われかねません。悲惨な事故、災害を防ぐためには、工事現場付近に送配電線がありましたら、気軽に関西電力へ電話をしてください。電気事故防止の打合せを行い必要に応じて現場調査等、無料で実施いたします。

中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課
関西電力株式会社
関西電気安全委員会

このリーフレットは
○ 労働安全衛生法 ○ 労働安全衛生規則
○ 労働基準局長通達（昭和50年12月17日基発第759号）
に準拠しています

送電線の特徴

送電線は電圧が高いため

- 接触しなくても接近しただけで事故になります。
- 裸電線を使用しており、被覆、絶縁ができません。

関西電力へ電話し、打合せを行いましょ。

- 電圧に応じた安全距離を確保しましょう。
- 送配電線路付近での作業時は監視者を配置するなど、適切な保安措置を実施しましょう。

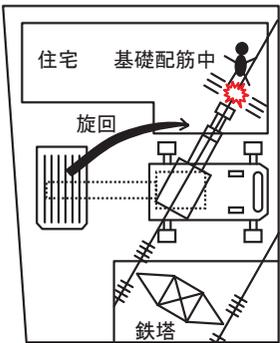
※玉掛け者、オペレーターへの指導もよろしくお願ひします。

最近の事故事例

（関西電力管内で発生）

吊荷に集中し、上空の送電線の存在を忘れてしまい事故に至るケースが多くあります。

事故事例1



住宅新築工事において、仮置きしておいた鉄筋を、送電線の線下に据え付けた5tトラックで吊上げ、旋回移動中、送電線にジブを接触させた。資材の介添えをしていた玉掛け者が負傷した。
電線高さ16m クレーンジブ最大長21m
電圧77kV

事故事例2



責任者は現場の上空に送電線があることを知っていたが、短時間で終わるため電力会社に連絡をしなかった。作業が終わりポンプ車のホースに残ったコンクリートを掃除するため、ジブを立てた時、電線に接近、作業員が感電、負傷した。また154kVの送電線が1時間停電した。
電線高さ12m ポンプ車高さ11m
ポンプ車位置線下

事故事例3



外壁塗装工事に伴う足場組立て作業中に、配電用開閉器のブッシング部分に足場用単管が接触したため、作業員の方が感電した。
・防護カバーについては取付済みであった。



送電線と配電線の見分け方と必要な安全距離

外観	電圧	がいし個数	離隔距離 (*1)	安全距離 (*3)
配電線 被覆電線 コンクリート柱 木柱 事前に連絡を頂ければ、無料で絶縁防護管の取付けを行います。	100, 200ボルト	送電線に比べ小さながいしが1個	1.0m以上 (*2)	2m
	6千6百ボルト		1.2m (*2)	
送電線 鉄塔 裸電線 がいし 安全距離 送電線は電圧が高いため絶縁防護管の取付けはできません。	2~3万ボルト	3~4個	2m	3m
	7万7千ボルト	5~9個	2.4m	4m
	15万4千ボルト	7~21個	4m	5m
	27万5千ボルト	16~25個	6.4m	7m
	50万ボルト	20~41個	10.8m	11m

絶対に離隔距離が必要

- (*1) 昭和50年12月17日基発第759号による労働基準局長通達最小離隔距離
 - (*2) 絶縁防護された場合にはこの限りでない。
 - (*3) 労働基準局長通達値に目測誤差およびクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の離隔距離。
- 送電線でも木柱・コンクリート柱のものがああります。見分けがつかないときにはお近くの関西電力へお問合せ下さい。

安衛法第29条の2関連安衛則第634条の2抜粋

(法)
第29条の2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。
(省令) (その他労働省令で定める場所)
第634条の2第3号 架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

安衛法第20条の3関連安衛則第349条抜粋

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

1. 当該充電電路を移設すること。
2. 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
3. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
4. 前3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

関西電力 連絡先一覧（架空配電線・架空送電線）

架空配電線		
府県名	事業所名	連絡先
大阪府	九条営業所	0800-777-8011
	扇町営業所	0800-777-8012
	北摂営業所	0800-777-8015
	守口営業所	0800-777-8016
	枚方営業所	0800-777-8017
	高槻営業所	0800-777-8018
	難波営業所	0800-777-8021
	東住吉営業所	0800-777-8022
	東大阪営業所	0800-777-8023
	南大阪営業所	0800-777-8024
	岸和田営業所	0800-777-8025
	羽曳野営業所	0800-777-8026
京都府	京都営業所	0800-777-8031
	伏見営業所	0800-777-8033
	福知山営業所	0800-777-8035
兵庫県	神戸営業所	0800-777-8041
	阪神営業所	0800-777-8043
	淡路営業所	0800-777-8045
	明石営業所	0800-777-8046
	三田営業所	0800-777-8047
	姫路営業所	0800-777-8081
	加古川営業所	0800-777-8082
	相生営業所	0800-777-8083
	豊岡営業所	0800-777-8084
	社営業所	0800-777-8085
奈良県	高田営業所	0800-777-8051
	奈良営業所	0800-777-8052
滋賀県	滋賀営業所	0800-777-8061
	彦根営業所	0800-777-8062
	八日市営業所	0800-777-8063
和歌山県	和歌山営業所	0800-777-8071
	新宮営業所	0800-777-8072
	田辺営業所	0800-777-8073
	橋本営業所	0800-777-8074
福井県	小浜営業所	0800-777-8037

架空送電線		
府県名	事業所名	連絡先
大阪府	野江電力所	06-6930-6005
	小曽根電力所	06-6333-1563
	我孫子電力所	06-6694-0641
	南大阪電力所	0725-55-0432
京都府	京都電力所	075-682-1381
	亀岡保線所	0771-22-0997
	舞鶴電力所	0773-76-4060
福井県	敦賀保線所	0120-02-4749
兵庫県	神戸電力所	078-671-7277
	尼崎電力所	06-6481-5095
	篠山保線所	079-594-1128
	姫路電力所	079-297-6902
	朝来電力所	050-7102-1468
奈良県	奈良電力所	0743-56-3433
	吉野電力所	0747-52-1157
滋賀県	大津電力所	077-537-0551
	彦根電力所	0749-22-0496
和歌山県	和歌山電力所	073-463-0049
	田辺電力所	0739-20-0022
	新宮電力所	0735-22-3192
東海地方	今渡電力所	0574-28-6406
	亀山保線所	0595-82-0155
	小坂保線所	0576-62-2039
	木曾電力所	0264-52-5681
北陸地方	黒部川電力所	076-562-1562
	庄川電力所	076-382-6990
	神通川電力所	076-468-1493